長期優良住宅の「居住環境基準」について

- ・近隣商業地域以外の住宅の外壁(床面積に算入されない出窓等を除く。)及びこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が1m 以上(水路敷(管理堤を含む。)の場合は、用途地域の指定内容にかかわらず、50cm以上)確保されていること。
- ・敷地の最低面積は、148.77㎡以上(第1種低層においては、165㎡以上)であること。
- ・前面道路幅員が4.84m以上(4.84m未満の場合でも、市との協議により緩和される場合があります。)
- ・地区計画の区域内及び押野1丁目、下林4丁目、歴史的街並みを保全するエリア(旧北国街道)の地区内にある場合は、当該区域等で 定める基準に適合していること。
- ・石川県景観総合条例に適合していること。
- ・その他、野々市市建築・開発指導要綱に定める事項に適合していること。(角地における隅切の整備等があります。)

